

令和2年3月31日

千葉市内高齢者施設 施設長 様
千葉市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
介護保険事業課 長

県内障害者施設などでの発症例を踏まえた感染防止策の徹底等について

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、首都圏でも重大局面を迎える中、市内の高齢者関係施設・事業所からの発症事案を防ぐことができていることは、貴職のご奮闘の賜物であり、深く感謝申し上げます。

すでに報道でご承知のことと存じますが、県内の障害者施設で大規模な集団感染が発生しました。また、市内保育施設でも従事者の感染事案が発生しておりますことから、これまでの感染防止の取り組みも長期化しており、大変なご苦労があるとは存じますが、引き続き、最大限の取り組みの継続をお願いいたします。

1 特にご留意いただきたい点

3月10日付でお送りいたしました「新型コロナウイルス対応状況確認票」をもとに日々の業務でのご確認を継続していただきますようお願いいたします。改めて、特にご留意いただきたい点を掲載いたします。

- ① 従事者の出勤前の検温などの「健康管理」と風邪症状のある従事者の「従事制限」を徹底してください。対象となる従事者は、介護・看護職員のみならず、事務員、調理員、清掃・施設管理担当など、すべての従事者です。

なお、従事者が風邪症状で受診した際に医師から「PCR検査の対象ではない」と判断されたとしても、それは陰性であると診断された訳ではありませんので、このような場合も、当該従事者を勤務させず、自宅で静養し健康回復に努めるよう指示してください。

- ② 納品業者などの施設・事業所内への立ち入り制限、面会の制限などを実施し、ウイルスを施設・事業所内に持ち込まないようにしてください。

- ③ 通所サービスや短期入所など、利用者の出入りがある施設・事業所にあつては、利用者のサービス利用前の健康管理を実施し、風邪症状等があれば利用を控えてもらうようにしてください。（なお、利用を取りやめた場合にはケアマネジャーにも伝えてください。）

さらに上記①、②の対応のほか、施設・建物内の清掃・消毒にこまめに実施してください。

2 感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合は、次のとおり対応してください。

万が一、利用者や職員等で感染が確認された者又は感染が疑われる者が発生した場合は、「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受けると同時に、千葉市介護保険事業課あてご連絡くださるようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者や職員等であつて、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者

※ 千葉市新型コロナウイルス帰国者・接触者相談センター

電話番号：043-238-9966 受付時間：午前9時から 午後5時 まで（土日、祝日含む）

3 国からの布マスクの配布について

今週に入ってから「国からマスクが郵送で届いたが、従事者数に足りない」との問い合わせをいただいております。介護保険サービス事業所・施設の従事者数は、国が情報公表システム等のデータを元に把握するとしておりましたので、国に確認したところ、「マスクの枚数が足りない場合には、4月11日以降に電話相談窓口（電話0120-829-178 9：00～18：00 土日含む）に連絡してくれば追加発送する」とのことでしたので、お知らせいたします。

また、居宅介護支援事業所におかれましては、これまでの国通知のとおり、訪問系・通所系サービスの利用者分も郵送されることとなっておりますので、利用者に配布していただきますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ）企画指導班	043-245-5068
事業所支援班	043-245-5062
施設支援班	043-245-5256